

委託契約書（案）



京都府道路公社を甲とし、
委託契約を締結する。

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

京都縦貫自動車道 料金收受業務

(2) 委託料 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に108分の8を乗じて得た額である。

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

平成29年度 円

平成30年度 円

平成31年度 円

平成32年度 円

(3) 委託期間 平成29年6月 1日から

平成32年5月31日まで

(4) 契約保証金 落札決定後記入

（業務の処理の方法）

第2条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（処理状況の調査等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第5条 乙は、その月ごとに業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提

出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により、各会計年度の末日までに当該会計年度の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号に掲げる当該会計年度の委託料の支払額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。

2 前項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。

2 第1項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(前金払)

第9条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要

があると認めるときは、各会計年度における委託料の支払額の30パーセントに相当する額の範囲内で前金払をするものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（予算削減に係る契約の解除）

第 1 0 条 の 3 甲は、翌年度以降の甲の収入支出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

~~**第 1 1 条** 甲は、業務が満了するまでの間は、第10条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。~~

~~2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。~~

（違約金）

第 1 2 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。

(1) 第10条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知

が発せられたとき。

2 甲は、第10条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(倒産等に伴う措置)

第12条の2 乙は、前条第1項第2号に該当する場合において、第9条の規定による前払金があったときは、前払金を直ちに返還しなければならない。ただし、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条の2 乙は、第10条の2各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約保証金)

第14条 甲は、第1条第4号の契約保証金を第12条第1項の違約金及び第8条第1項の遅延賠償金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第14条の2 第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第14条の3 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

い。

(再委託等の禁止)

第16条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせ
てはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、
別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137
号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）
その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じた
ときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の
上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 京都府道路公社

京都府道路公社管理事務所

所長 田辺文理 印

乙

印

④

第 1 4 条 削除

④